東近江環境事務所　YouTubeチャンネル利用要領

（目的）

第１条　この要領は、東近江環境事務所（東近江環境事務所が事務局を務める東近江環境保全ネットワークを含む）が、東近江地域の環境保全に関する活動について、動画共有サービスYouTubeを利用して情報発信するために必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. YouTube　Google LLCがインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
2. アカウント　YouTube上において動画を管理するために取得した権利およびユーザー名を

いう。

1. 公式アカウント　東近江環境事務所が管理するアカウントをいう。
2. 公式チャンネル　公式アカウントで管理され、東近江環境事務所の動画が掲載されている

チャンネルをいう。

（運用管理者）

第３条　公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は東近江環境事務所長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

２　運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

1. YouTube上への情報の掲載および削除等の承認、指示
2. ユーザー情報やパスワード等の管理
3. 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
4. その他、適切な運用を行うために必要な事項

（掲載内容）

第４条　公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

1. 東近江地域の環境保全活動に関する情報
2. その他運用管理者が適当と認めるもの

２　東近江環境事務所が別途定める「東近江環境事務所ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

（アカウント運用者の明示）

第５条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「東近江環境事務所ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

（その他）

第６条　この要領に定めのない事項は東近江環境事務所長が別に定める。

付則

本要領は令和３年３月10日から施行する。